

提 案 書

【 委員名 川上 直喜 】

議論を進めるための提案 ①

【実施する方策】

市内12か所の交流センターで議員と市民との意見交換会を開催する。

【具体的な内容】

- ・開催については4月～5月とし、日時については正副委員長が調整する。
- ・正副委員長のほか、調整のうえ議員若干名が出席する。

提 案 書

【 委員名 川上 直喜 】

議論を進めるための提案 ②

【実施する方策】

コスモスコモン等の大会場で、議員と市民との意見交換会を開催する。

【具体的な内容】

- ・開催については5月とし、日時、場所については正副委員長が調整する。
- ・正副委員長のほか、調整のうえ議員全員が出席する。

提 案 書

【 委員名 川上 直喜 】

議論を進めるための提案 ③

【実施する方策】

「議員提出議案第7号」は、地方自治法第115条の2に規定する「予算その他の重要な議案」に該当すると判断されることから特別委員会において公聴会を行う。

【具体的な内容】

- ・開催については6月を目途とし、日時については正副委員長が調整する。
- ・手続きは委員会条例第23条～第28条に基づく。（下記参照）

○飯塚市議会委員会条例

（公聴会開催の手続）

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。